

# 重要・保管

返還完了まで  
絶対に捨てないでください

## 熊本県通学支援奨学金

# 返還の手引き

【平成30年5月改訂版】

奨学生番号	
卒業学校名	
氏名	

### 【 注 意 】

大学等への進学で返還の猶予を希望する場合  
5～6ページ（返還の猶予）を必ず読んで  
手続きに漏れがないようにしてください

紛失された場合、住所、氏名を記入した封筒に140円切手を貼って、熊本県高校教育課まで郵送してください。（必ず「返還の手引き再発行希望」と明記してください。）  
郵送のほか熊本県教育委員会ホームページからダウンロードもできます。

熊本県教育庁教育指導局高校教育課修学支援係

住所：〒862-8609 熊本市中央区水前寺6丁目18番1号

電話：096-333-2682

# 目 次

I	はじめに	．．．．P 1
II	返還完了までの流れ（学校卒業の場合）	．．．．P 1
III	通学支援奨学金借用証書等の提出	．．．．P 2
IV	通学支援奨学金の返還	．．．．P 3
V	返還の猶予	．．．．P 5
VI	住所・氏名その他重要事項等の変更	．．．．P 7
VII	返還金の滞納と督促	．．．．P 8
VIII	各種様式及び記入例	．．．．P 9

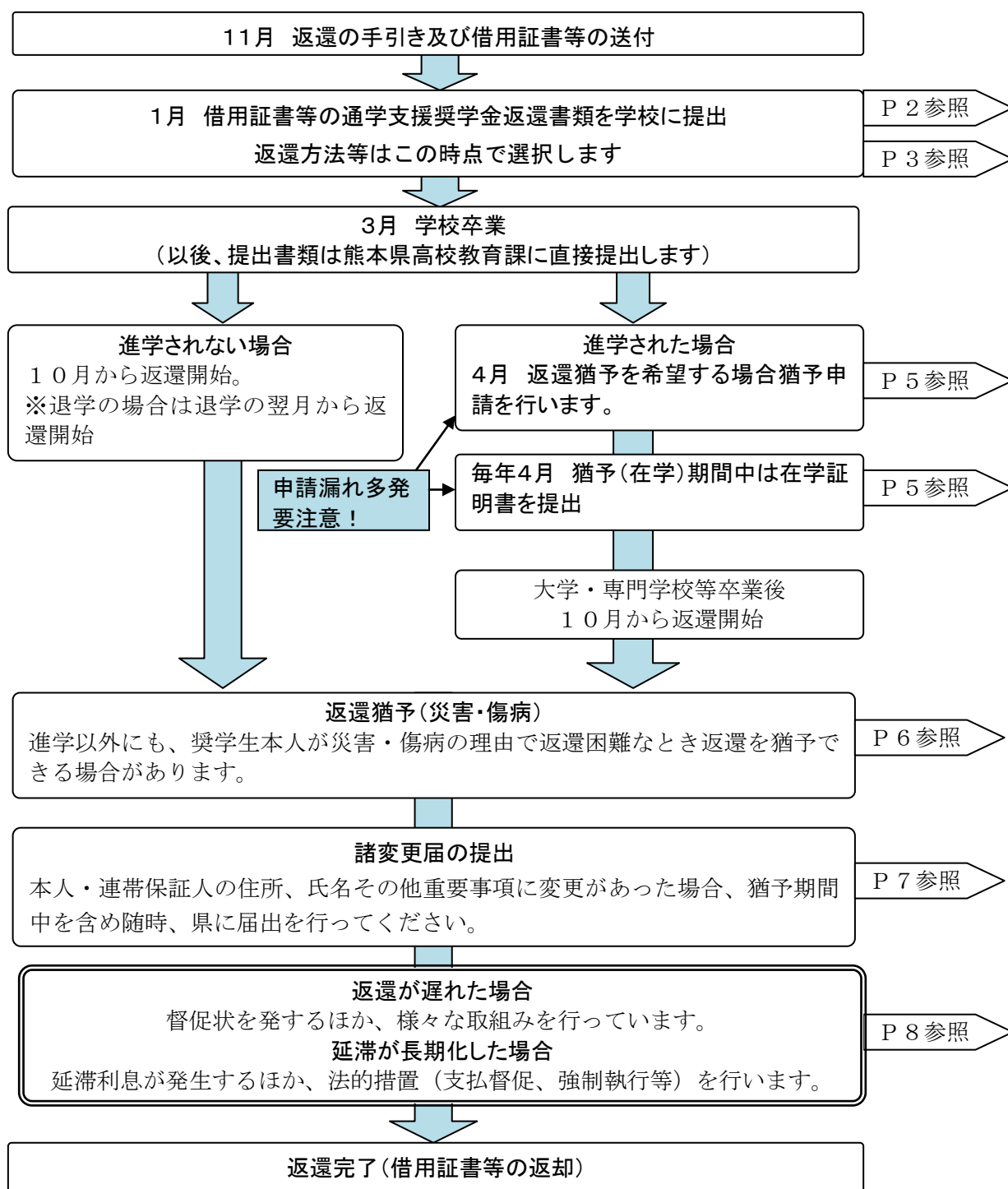
## I はじめに

この手引きは、通学支援奨学生の皆様が今後の返還を円滑に行っていただくために作成したものです。

返還金は、後輩の通学支援奨学金として再び活用されており、返還金がなければ通学支援奨学金の運営に重大な支障をきたします。

返還に関する決まりや必要な手続きについては、手引きの記載に従い、必要な時期に確実に行ってください。

## II 返還完了までの流れ(学校卒業の場合)



### Ⅲ 通学支援奨学金借用証書等の提出

- 1 通学支援奨学金借用証書、通学支援奨学金返還明細書、印鑑登録証明書の提出  
次の事由により貸与が終了する場合、以下の書類を提出します。提出がない場合、返還方法が確認できませんので、一括返還を求めることがあります。

事 由	① 卒業したとき ② 資格喪失したとき ③ 辞退したとき ④ 退学したとき ⑤ 成業の見込がないとき ⑥ 教育委員会が必要と認めたとき
提出書類	① 通学支援奨学金借用証書 ② 通学支援奨学金返還明細書 ③ 連帯保証人の印鑑登録証明書
提 出 先	各学校

#### 2 借用証書、返還明細書の作成

作成にあたっては、次の注意点を厳守するとともに、別紙記入例を必ず確認のうえ記入してください。

- 住所、氏名等を記入する箇所は、必ず通学支援奨学生、連帯保証人のそれぞれ本人が、自筆で記入してください。
- 数字で記入する箇所は正確・鮮明に算用数字で記入します。
- 連帯保証人については原則として貸与決定時の誓約書に記載された方を記入して下さい。
- 誓約書に記載された、連帯保証人に変更がある場合は、借用証書、返還明細書と併せて連帯保証人の変更届（P 1 4 参照）を提出してください。

※返還方法等は、P 3～4を確認のうえ選択してください。

**借用証書等の住所、氏名等は必ず、通学支援奨学生、連帯保証人それぞれ本人が、自筆で記入してください。**

## IV 通学支援奨学金の返還

### 1 返還の方法

#### (1) 口座振替

返還は原則として口座振替により行います。「熊本県育英資金返還金口座振替申出書」を借用証書・返還明細書・印鑑登録証明書とともに学校に提出してください。

振替口座	<b>肥後銀行のみ</b> (肥後銀行以外の金融機関の口座は設定できません)
注 意 点	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 口座振替は毎月の納入期限日 1 回限りです。 (再度の口座振替はできません)</li> <li>② 残高不足とならないよう振替日の前に必ず残高確認をしてください。</li> <li>③ 連帯保証人名義の口座の設定も可能です。</li> </ul>

#### (2) 納入通知書

口座振替が困難な場合に限り、次の金融機関窓口において納入通知書で返還することができます。

金融機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 肥後銀行の本店、支店、出張所及び各代理店</li> <li>② 熊本銀行、みずほ銀行、熊本信用金庫、熊本第一信用金庫、熊本中央信用金庫、天草信用金庫の本店、支店</li> <li>③ 熊本県信用組合、横浜幸銀信用組合、熊本県医師信用組合、九州労働金庫、商工組合中央金庫の熊本県内本店、支店</li> <li>④ 三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三井住友信託銀行、福岡銀行、西日本シティ銀行、十八銀行、大分銀行、豊和銀行、宮崎銀行、鹿児島銀行、北九州銀行、南日本銀行、長崎銀行、の各銀行熊本県内支店</li> <li>⑤ 熊本県内単位農業協同組合の本所、支所、農林中央金庫熊本支店</li> </ul> <p style="text-align: center;"><b>※ゆうちょ銀行では納入できません。</b></p>
注 意 点	<p>次の場合には、必ず熊本県高校教育課（096-333-2682）まで御連絡ください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 納入期限を過ぎて納付書で返還する場合</li> <li>② 納入期限を過ぎても納入通知書が届かない場合</li> <li>③ 納入通知書を紛失した場合</li> </ul>

## 2 割賦方法及び返還割賦額

割賦方法は次のいずれかの方法を選択してください。なお、返還割賦額は「通学支援奨学金返還明細表」記載の金額を参考にしてください。

割賦方法	振替日（納入期限）
一括	
年賦	10月25日
半年賦	4月25日、10月25日
月賦	毎月25日
月賦・ボーナス併用	毎月25日（6、12月にボーナス分を加算）

※口座振替の場合、25日が金融機関の休業日のときは、翌営業日となります。

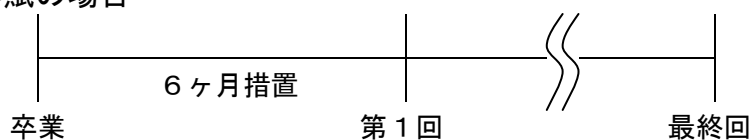
※納入通知書の場合、記載されている納入期限（返還の期限）内に納入してください。

## 3 返還開始の時期

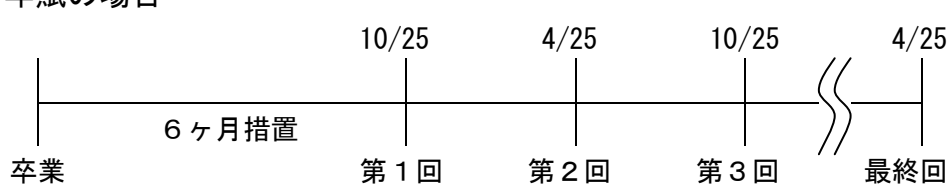
事由	返還開始
卒業したとき 辞退したとき 成業の見込がないとき 教育委員会が必要と認めたとき	貸与終了の6ヶ月後 (3月卒業の場合は10月から返還開始)
退学したとき	貸与終了の翌月

### 【参考】返還方法のイメージ

#### ●年賦の場合



#### ●半年賦の場合



#### ●月賦、月賦・ボーナス併用の場合



## V 返還の猶予

通学支援奨学生本人が、在学・進学・災害・傷病のいずれかに該当する場合、申請に基づき一定期間返還を猶予（返還の先延ばし）することができます。ただし、次の点に御注意ください。

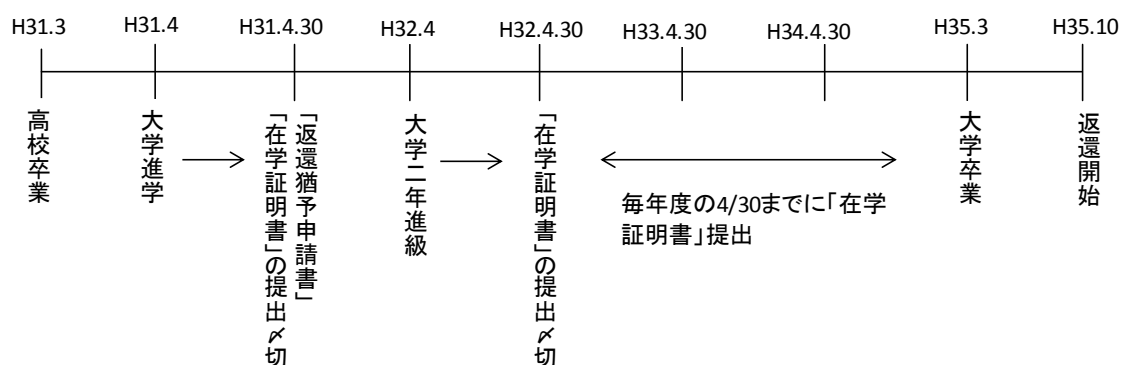
- 猶予申請時に滞納がないことが返還猶予の条件となります。
- 返還期限が到来していない返還金についてのみ猶予を行うことができます。（返還期限が過ぎた返還金の猶予を行うことはできません。）

### (1) 在学・進学による猶予

対象者	<b>【在学猶予】</b> 貸与終了後も引き続き高校・大学等に在学している者 <b>【進学猶予】</b> 貸与終了後、大学又は専修学校等（防衛大など給与又はそれに類するものが支給される学校は除く）に進学した者
猶予期間	在学している期間
提出書類	<b>【初年度】</b> ① 通学支援奨学金返還猶予申請書（P 10 参照） ※通学支援奨学生番号を2つお持ちの方は番号ごとにそれぞれ猶予申請書を提出してください。 ② 進学先又は在学先の在学証明書（原本） <b>【次年度以降】</b> ※卒業するまで毎年提出が必要です。 ① 毎学年の在学証明書（原本） ※通学支援奨学生番号を2つお持ちの方は、在学証明書に通学支援奨学生番号を2つ御記入ください。 <b>※提出がない場合、猶予が取り消されますので御注意ください。</b>
提出先	熊本県高校教育課
提出期間	<b>毎年4月1日～4月末日</b> <b>※期間内に提出がない場合、返還の猶予は原則認められません。</b>
注意点	① 留年・退学・その他学生としての身分に変化が生じた場合には、文書にて届け出てください。 ② 返還猶予を受けた人は、猶予期間が終了した日から6ヶ月を経過した日の属する月の翌月から返還開始となります。引き続き猶予を希望する場合は、猶予期間終了前に再申請する必要があります。なお、猶予は遡って申請することはできませんので注意してください。 ③ 返還開始後に返還猶予を希望する場合は猶予申請書及び進学先又は在学先の在学証明書を提出してください。

**卒業後に大学進学等で返還猶予を希望する場合は毎年手続きをする必要があります。**

【参考】進学による猶予のイメージ



(2) 災害による猶予

対象者	災害を受けた通学支援奨学生
猶予期間	1回の申請につき1年以内
提出書類	① 通学支援奨学金返還猶予申請書 (P10参照) ※通学支援奨学生番号を2つお持ちの方は、通学支援奨学生番号ごとにそれぞれ猶予申請書を提出してください。 ② り災証明書
提出先	熊本県高校教育課

(3) 傷病による猶予

対象者	傷病により就労が困難な通学支援奨学生
猶予期間	1回の申請につき1年以内
提出書類	① 通学支援奨学金返還猶予申請書 (P10参照) ※通学支援奨学生番号を2つお持ちの方は、通学支援奨学生番号ごとにそれぞれ猶予申請書を提出してください。 ② 医師の診断書 (原本) ※就労不能期間が記載されているもの。
提出先	熊本県高校教育課
注意点	① 就労不能期間の記載のない診断書は、理由を問わず受け付けることができません。 ② 診断書作成に要する費用は申請者が負担することになります。猶予が認められなかった場合も同様です。

**診断書を依頼する前に、就労不能期間の記載が可能であるか必ず医師に確認してください。**



## VI 住所・氏名その他重要事項等の変更

借用証書、返還明細書等に記載した事項のうち、下表に示す事由に変更が生じた場合は、該当する事項の届・願等を速やかに熊本県高校教育課に提出して下さい。

提出すべき書類の様式は、本手引きに添付していますのでコピーして使用して下さい。

変更事項	提出事由	提出書類	備考
通学支援奨学生に関する こと	①住所の変更 ②改姓・改名 ③連絡先の変更	①氏名・住所変更届 (P 1 2 参照)	事実発生のとど届出
	④死亡したとき	①死亡届 (P 2 0 参照) ②戸籍抄本又は死亡診断書	連帯保証人等が届出
連帯保証人に関する こと	①住所の変更 ②改姓・改名 ③連絡先の変更 ④連帯保証人の変更	①連帯保証人の変更届 (P 1 4 参照) ②「連帯保証人の変更届」 添付書類 (P 1 6 参照) ③調査等同意書 (P 1 8 参照) ④印鑑登録証明書 ※②～④は連帯保証人を変 更する場合のみ提出	①事実発生のとど届出 ②通学支援奨学生の配偶者 を連帯保証人にすること はできません。
返還方法に 関すること	①口座振替又は納付 書納付に変更する とき ②割賦方法を変更す るとき	①通学支援奨学金返還方法 変更願 (P 2 2 参照) ②口座振替申出書 ※②は口座を変更する場 合のみ提出 (用紙は熊本県 高校教育課から発送しま す)	①割賦方法について、 ・半年賦→年賦 ・ボーナス併用→年賦 は毎年4月のみ変更可。 ②その他の割賦方法の変更 は毎年4月又は10月に 変更可。

※諸願・諸届には必ず通学支援奨学生番号を明記して下さい。

**変更等の手続きは、適切な時期に確実に行ってください。手続きを怠ると、返還についての大切なお知らせが、お手元に届かなくなるなど、不利益が生じることがあります。**

## VII 返還金の滞納と督促

納入期限（返還の期限）までに返還しないときは滞納となり、以下のとおり対応することになります。

### （１）督促状及び催告状の発送

通学支援奨学生本人に対して納入期限後 30 日以内に督促状を発送します。

また、連帯保証人に対しても同時に催告状を送付します。

### （２）文書、電話、訪問による催告

督促状発送以降、通学支援奨学生本人に加え、連帯保証人に対して文書・電話・訪問による催告を同時に行っていきます。

連絡がとれない場合等には勤務先にも行うことがあります。

### （３）支払督促申立て、強制執行等

催告を行っても滞納が解消されない場合、支払督促申立・強制執行など裁判上の手続き（法的措置）をとることになります。

支払督促申立・強制執行等は連帯保証人に対しても同時に行います。

### （４）延滞利息の徴収

返還金の延滞が 6 ヶ月経過するごとに、延滞額に対し 2.5% の延滞利息を徴収します。延滞利息はたとえ元金を返還しても免除されません。

- 借用証書で約束した納入期限（返還の期限）は必ず守ってください。
- 万一、期限を過ぎて返還された場合、必ず高校教育課に電話連絡をしてください。
- 現在、通学支援奨学金制度を維持していくために、滞納された奨学生、連帯保証人に対して、裁判所での手続きを経て、奨学金の回収を行っています。

**返還金は後輩のために**

## VIII 各種様式及び記入例

◆「通学支援奨学金返還猶予申請書」(第22号様式)	・ ・ ・ ・ ・ P 1 0
◆「氏名・住所変更届」(第13号様式)	・ ・ ・ ・ ・ P 1 2
◆「連帯保証人の変更届」(第14号様式)	・ ・ ・ ・ ・ P 1 4
◆「連帯保証人の変更届」添付書類	・ ・ ・ ・ ・ P 1 6
◆「調査等同意書」	・ ・ ・ ・ ・ P 1 8
◆「死亡届」(第21号様式)	・ ・ ・ ・ ・ P 2 0
◆「通学支援奨学金返還方法変更願」(第9号様式)	・ ・ ・ ・ ・ P 2 2

### 参考様式

◆「通学支援奨学金借用証書」(第19号様式)	・ ・ ・ ・ ・ P 2 4
◆「誓約書」(第6号様式)	・ ・ ・ ・ ・ P 2 5
◆「保証書」(第4号様式)	・ ・ ・ ・ ・ P 2 6
◆「熊本県育英資金返還金口座振替申出書」	・ ・ ・ ・ ・ P 2 7

※熊本県教育委員会ホームページにも上記様式(参考様式は除く)を含む熊本県通学支援奨学金の各種様式を掲載しています。

熊本県 通学支援奨学金

検索

※コピーして使用してください

別記第22号様式(第19条関係)

通学支援奨学生 番号																			
---------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

通学支援奨学金返還猶予申請書

年 月 日

熊本県教育委員会 様

通学支援 奨学生	住所	〒 — 電話 — —	
	氏名		印
連帯保証人	住所	〒 — 電話 — —	
	氏名		印

下記の事由により、通学支援奨学金の返還の猶予を受けたいので、別紙証明書類を添えて申請します。

記

借用期間	年 月から 年 月まで( 月間)
借用金額	円
希望の返還猶予期間	年 月から 年 月まで
返還猶予の理由 (簡条書き)	

注意 大学(又はこれに相当する学校)への進学、災害、傷病、その他真にやむを得ない場合、その事由を証する書類を添えて提出してください。

# 記入例

奨学生番号を2つお持ちの方は、奨学生番号ごとにそれぞれ猶予申請を提出してください。

別記第22号様式(第19条関係)

通学支援奨学生 番号	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
---------------	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

県への提出日を記入

通学支援奨学金返還猶予申請書

平成30年 4月 15日

熊本県教育委員会 様

通学支援 奨学生	住所	〒862-8609 電話090-1111-1111 熊本市中央区水前寺6-18-1	
	氏名	奨学 太郎	奨学
連帯保証人	住所	〒862-8609 電話080-2222-2222 熊本市中央区水前寺6-18-1	
	氏名	奨学 次郎	奨学

それぞれ  
押印

下記の事由により、通学支援奨学金の返還の猶予を受けたいので、別紙証明書類を添えて申請します。

記

借用期間	H27年 4月から H30年 3月まで(36月間)
借用金額	1,080,000 円
希望の返還猶予期間	H30年 10月から H34年 3月まで
返還猶予の理由 (箇条書き)	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 進学の場合 <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 進学のため <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 高校に在学中のため <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> 病のため1年間就労できないため <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> により被災したため 等

進学の場合卒業までの  
期間を記入できます。

注意 大学(又はこれに相当する学校)への進学、災害、傷病、その他真にやむを得ない場合、その事由を証する書類を添えて提出してください。

※コピーして使用してください

別記第13号様式(第12条関係)

通学支援奨学生 番号																			
---------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

氏名・住所変更届

年 月 日

熊本県教育委員会 様

通学支援 奨学生	学校名											
	住所	〒	—	電話	—	—						
	氏名											印
連帯保証人	住所	〒	—	電話	—	—						
	氏名											印

下記のとおり、改姓・転居しましたので届けます。  
記

改 姓	変更前											
	変更後											
住 所 変 更	変更前	〒	—	電話	—	—						
	変更後	〒	—	電話	—	—						

# 記入例

奨学生番号を2つお持ちの方は、2つ記入してください。

別記第13号様式(第12条関係)

通学支援奨学生 番号	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	5	5	5	5	5	5	5	5	5

県への提出日を記入

氏名・住所変更届

平成30年 11月 15日

熊本県教育委員会 様

奨学金貸与時の学校を記入

通学支援 奨学生	学校名	水前寺高等学校	
	住所	〒862-8609 電話090-1111-1111 熊本市中央区水前寺6-18-1	
	氏名	奨学 太郎	奨学
連帯保証人	住所	〒862-8609 電話080-2222-2222 熊本市中央区水前寺6-18-1	
	氏名	奨学 次郎	奨学

それぞれ  
押印

下記のとおり、改姓・転居しましたので届けます。

記

改姓	変更前	クマモト 太郎	熊本 太郎
	変更後	ショウガク 太郎	奨学 太郎
住所変更	変更前	〒123-4567 電話080-5555-5555 熊本県八代市●●町1-1-1	
	変更後	〒862-8609 電話090-1111-1111 熊本市中央区水前寺6-18-1	

改姓の場合に記入  
フリガナもお忘れなく

住所変更の場合に記入

※コピーして使用してください

別記第14号様式(第12条関係)

通学支援奨学生 番 号										
----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

連 帯 保 証 人 の 変 更 届			
年 月 日			
熊本県教育委員会 様			
通学支援 奨学生	学 校 名		
	住 所	〒	— 電話 —
	氏 名		印
変更後の 連帯保証人	フリガナ 住 所	〒	— 電話 —
	フリガナ 氏 名		実 印
変更前の 連帯保証人	住 所	〒	— 電話 —
	氏 名		印
記			
1 連帯保証人の変更		年 月 日から	
変更後の 連帯保証人	氏 名		
	生 年 月 日	年 月 日生(満 才)	
	住 所		
	本人との続柄		
	勤務(連絡)先		
変更前の 連帯保証人氏名			
2 連帯保証人の改姓・住所の変更		年 月 日から	
変更後の氏名(新住所)			
変更前の氏名(旧住所)			
注意 連帯保証人を変更しようとするときは、変更後の連帯保証人の印鑑証明書を添付してください。			



# 記入例

別記第14号様式(第12条関係)

奨学生番号を2つお持ちの方は、2つ記入してください。

通学支援奨学生 番号	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5

県への提出日を記入

連帯保証人の変更届

平成30年 11月 14日

熊本県教育委員会 様

通学支援奨学生	学校名	水前寺高等学校	
	住所	〒862-8609 電話090-1111-1111 熊本市中央区水前寺6-18-1	
変更後の連帯保証人	氏名	奨学 太郎	奨学
	フリガナ住所	〒123-4567 電話090-3333-3333 クマモトケンヤツシロシ●●マキ 熊本県八代市●●町1-1	
変更前の連帯保証人	フリガナ氏名	クマモト ハナコ 熊本 花子	花 熊 子 本
	住所	〒862-8609 電話080-2222-2222 熊本市中央区水前寺6-18-1	
	氏名	奨学 次郎	奨学

それぞれ各自  
自筆で記入し  
てください

必ず実印

記

1 連帯保証人の変更 平成30年 11月 14日から

変更後の連帯保証人	氏名	熊本 花子
	生年月日	昭和21年 21月 21日生(満71才)
	住所	熊本県八代市●●町1-1
	本人との続柄	叔母
	勤務(連絡)先	熊本商事(096-●●●-●●●●)
変更前の連帯保証人氏名	奨学 次郎	

連帯保証人を変更する  
場合に記入してく  
ださい

勤務先の電話番号も明記

2 連帯保証人の改姓・住所の変更 平成30年 11月 14日から

変更後の氏名(新住所)	(奨学 花子)熊本市中央区水前寺6-18-1
変更前の氏名(旧住所)	(熊本 花子)熊本県八代市●●町1-1

連帯保証人の氏名又  
は住所が変更になっ  
た場合に記入してく  
ださい

注意 連帯保証人を変更しようとするときは、変更後の連帯保証人の印鑑証明書を添付してください。

添付書類もお忘れなく。氏名又  
は住所のみの変更の場合不要。

「連帯保証人の変更届」添付書類

通学支援奨学生\_\_\_\_\_の通学支援奨学金返還債務の連帯保証人を変更するにあたり、「連帯保証人の変更届」を提出する理由は次のとおりです。

旧保証人 \_\_\_\_\_ 印

新保証人 \_\_\_\_\_ 実印

1 保証人を変更する理由

	1～6の該当する番号の1つに○をしてください（複数選択不可）
主たる生計維持者の変更	1 旧保証人の転職、失業、疾病、障がいによる収入減 2 旧保証人の死亡 3 旧保証人と通学支援奨学生が異なる世帯になった（例 旧保証人の離婚）
旧保証人の債務超過	4 破産手続開始の申立てをした又はする予定 5 民事再生手続開始の申立てをした又はする予定
その他	6 1から5以外の理由（詳細を記入してください： _____ )

2 旧保証人の所得の状況

所得の種類 (該当するものに○(複数選択可))	所得額（給与所得は手取金額、年金所得は年金受給額）	
	これまで1年間の額	これから1年間の見込額
給与・年金・事業・その他	円	円

3 新保証人の状況

- (1) 次の事項に該当する場合 □に✓ を記入してください。  
□ 新保証人は、破産手続、民事再生手続開始決定を受けた又は申立てを行う予定である。

(2) 新保証人の所得の状況

所得の種類 (該当するものに○(複数選択可))	所得額（給与所得は手取金額、年金所得は年金受給額）	
	これまで1年間の額	これから1年間の見込額
給与・年金・事業・その他	円	円

(3) 新保証人の借入の状況

主な借入先	借入残高の合計	毎月の返済額の合計
	円	円

# 記入例

「連帯保証人の変更届」添付書類

通学支援奨学生 奨学 太郎 の通学支援奨学金返還に際して、  
「連帯保証人の変更届」を提出する理由は次のとおりです。

それぞれ押印してください。

それぞれが 自筆 で記入してください。

旧保証人 奨学 次郎

奨学

新保証人 熊本 花子

花熊  
子本

## 1 保証人を変更する理由

実印 を押印

	1～6の該当する番号の1つに○をしてください（複数選択不可）
主たる生計維持者の変更	<input checked="" type="radio"/> ① 旧保証人の転職、失業、疾病、障がいによる収入減 <input type="radio"/> 2 旧保証人 <input type="radio"/> 3 旧保証人と通学支援奨学生が異なる世帯になった（例 旧保証人の離婚）
旧保証人の債務超過	<input type="radio"/> 4 破産手続開始の申立てをした又はする予定 <input type="radio"/> 5 民事再生手続開始の申立てをした又はする予定
その他	<input type="radio"/> 6 1から5以外の理由（詳細を記入してください： )

該当する項目に○を記入してください。

## 2 旧保証人の所得の状況

所得の種類 (該当するものに○(複数選択可))	所得額（給与所得は手取金額、年金所得は年金受給額）	
	これまで1年間の額	これから1年間の見込額
<input checked="" type="radio"/> 給与・年金・事業・その他	<b>300万円</b>	<b>100万円</b>

## 3 新保証人の状況

(1) 次の事項に該当する場合 □に を記入してください。

新保証人は、破産手続、民事再生手続開始決定を受けた又は申立てを行う予定である。

(2) 新保証人の所得の状況

所得の種類 (該当するものに○(複数選択可))	所得額（給与所得は手取金額、年金所得は年金受給額）	
	これまで1年間の額	これから1年間の見込額
給与・年金・ <input checked="" type="radio"/> 事業・ <input checked="" type="radio"/> その他	<b>400万円</b>	<b>450万円</b>

(3) 新保証人の借入の状況

借入がない場合は「0」を記入。

主な借入先	借入残高の合計	毎月の返済額の合計
<b>(株)水前寺銀行</b>	<b>120万円</b>	<b>6,000円</b>

## 調査等同意書

熊本県通学支援奨学金の貸与、返還の実施のために必要がある時は、下記の申請者本人及び連帯保証人の住所、所在、住居、勤務先、資産、収入等について、熊本県教育委員会が官公庁、金融機関等の関係する団体、法人等又は関係する個人に対し調査等を行い、当該調査等の依頼を受けた者が熊本県教育委員会に対し当該調査等に回答することに同意します。

なお本同意書は、同意書作成日以降、熊本県通学支援奨学金の返還が完了するまで、下記の住所、氏名に変更があった場合も、有効な旨併せて同意します。

平成 年 月 日

熊本県教育委員会 様

申請者本人	住 所	
	氏 名	印
連帯保証人	住 所	
	氏 名	印

# 記入例

## 調査等同意書

熊本県通学支援奨学金の貸与、返還の実施のために必要がある時は、下記の申請者本人及び連帯保証人の住所、所在、住居、勤務先、資産、収入等について、熊本県教育委員会が官公庁、金融機関等の関係する団体、法人等又は関係する個人に対し調査等を行い、当該調査等の依頼を受けた者が熊本県教育委員会に対し当該調査等に回答することに同意します。

なお本同意書は、同意書作成日以降、熊本県通学支援奨学金の返還が完了するまで、下記の住所、氏名に変更があった場合も、有効な旨併せて同意します。

平成**30**年 **4**月 **1**日

熊本県教育委員会 様

県への提出日を  
記入

申請者本人 住所 **熊本市中央区水前寺6-18-1**

氏名 **奨学 太郎**

奨学

連帯保証人 住所 **熊本県八代市●●町1-1**

氏名 **熊本 花子**

花  
熊  
子  
本

必ず押印

※コピーして使用してください

別記第21号様式(第18条関係)

通学支援奨学生 番 号																			
----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

死 亡 届

年 月 日

熊本県教育委員会 様

届出人 (連帯保証人) 又は親は族	住 所	〒 ー 電話 ー ー	
	氏 名		印

下記のとおり通学支援奨学生が死亡しましたので、戸籍抄本(又は死亡診断書)を添えて届けます。

記

通 学 支 援 奨 学 生	氏 名	
	(出身)学校名	
死亡年月日	年 月 日	

※ 親族が届出をされる場合は、本人との続柄を示す書類を提出してください。

# 記 入 例

別記第21号様式(第18条関係)

通学支援奨学生 番号	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5

死 亡 届

県への提出日を記入 → **平成30** 年 **11** 月 **14** 日

奨学生番号を2つお持ちの方は、2つ記入してください。

熊本県教育委員会 様

届出人 (連帯保証人) 又は 親 族	住 所	〒 <b>862-8609</b> 電話 <b>080-2222-2222</b> <b>熊本市中央区水前寺6-18-1</b>		押印 
	氏 名	<b>奨学 次郎</b>		

下記のとおり通学支援奨学生が死亡しましたので、戸籍抄本(又は死亡診断書)を添えて届けます。

記 ↑ 添付書類もお忘れなく

通 学 支 援 奨 学 生	氏 名	<b>奨学 太郎</b>
	(出身) 学校名	<b>水前寺高等学校</b>
死亡年月日	<b>平成30</b> 年 <b>11</b> 月 <b>12</b> 日	

※ 親族が届出をされる場合は、本人との関係を示す書類を提出してください。





# 記入例

別記第9号様式(第9条関係)

奨学生番号を2つお持ちの方は、2つ記入してください。

通学支援奨学生 番号	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5

県への提出日を記入

通学支援奨学金返還方法変更願  
平成30年 11月 15日

熊本県教育委員会 様

通学支援奨学生	住所	〒862-8609 電話090-1111-1111 熊本市中央区水前寺6-18-1	
	氏名	奨学 太郎	<input checked="" type="radio"/> 奨学
連帯保証人	住所	〒862-8609 電話080-2222-2222 熊本市中央区水前寺6-18-1	
	氏名	奨学 次郎	<input checked="" type="radio"/> 奨学

それぞれ押印

下記のとおり通学支援奨学金返還方法の変更をお願いします。  
記

借用総額	1,080,000 円			
返還済額	100,000 円			
残額	980,000 円			
旧返還方法	A 口座振替による納付		<input checked="" type="radio"/> B 納付書による納付	
	1 月賦	2 半年賦	<input checked="" type="radio"/> 3 月賦・半年賦併用	4
	5 一括	6 その他( )		
新返還方法	<input checked="" type="radio"/> A 口座振替による納付		B 納付書による納付	
	<input checked="" type="radio"/> 1 月賦	2 半年賦	3 月賦・半年賦併用	4
	5 一括	6 その他( )		
変更の時期	平成30年 12 月分から			

変更前の変更方法に○をつけてください

ご希望の返還方法に○をつけてください

変更の希望月を記入してください。

# 参考様式

別記第19号様式(第17条関係)

通学支援奨学生 番号																			
---------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

## 通 学 支 援 奨 学 金 借 用 証 書

借用金額	千	百	十	万	千	百	十	円

熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与条例による通学支援奨学生として上記金額を借用いたしました。については条例その他の規約を守り、私ども連帯で通学支援奨学金返還明細書のとおり滞りなく返還することを誓約します。

万一、通学支援奨学金の返還を怠った場合には、延滞金を課せられ、通学支援奨学金返還明細書に記載した返還期限の到来前において貴教育委員会の指定した日まで返還未済額の全部を一括返還することを請求され、また未済額及び延滞金について強制執行の手続きを取られても異議ありません。

### 借 用 金 内 訳

借 用 期 間	借用金月額(円)	金 額(円)
—		
—		
—		
—		
—		
—		
借 用 金 総 額		

年 月 日

熊本県教育委員会 様

通学支援奨学生 住 所

氏 名

印

連帯保証人 住 所

氏 名

実印

注意 連帯保証人の印鑑証明書を添付すること。

# 参考様式

別記第6号様式(第5条関係)

通学支援奨学生 番 号									
----------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--

## 誓 約 書

私は、通学支援奨学金の貸与を受けることとなりましたので、熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与条例その他の規定を守り、指示の事項に従います。

なお、貸与を受けた通学支援奨学金の返還をするときは、その返還について同条例等の規定に従って履行することを、ここに誓約いたします。

年 月 日

熊本県教育委員会 様

通学支援奨学生	学 校 名			
	フリガナ 住 所	〒	— 電話 —	—
	フリガナ 氏 名			印
連 帯 保 証 人 (生計の主たる 維持者)	フリガナ 住 所	〒	— 電話 —	—
	フリガナ 氏 名			実 印

注意 連帯保証人は印鑑証明書を添付してください。

参考様式

別記第4号様式(第3条関係)

保 証 書			
通学支援奨学生申請者		住 所	
		氏 名	
<p>上記の者が、このたび熊本県立高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与条例による熊本県通学支援奨学金の貸与を申請します。</p> <p>つきましては、通学支援奨学生として勉学に精励し、社会において有為な人材として成長できるよう指導します。</p> <p>また、貸与金の返還については連帯保証人としての義務を履行します。</p>			
		年 月 日	
熊本県教育委員会 様			
連 帯 保 証 人 (生計の主たる 維持者)	フリガナ 住 所	〒 — 電話 — —	
	フリガナ 氏 名	本人との続柄( )	印

# 参考様式

(様式第1号)

(熊本県控)

## 熊本県育英資金返還金口座振替申出書 (新規・解約)

(熊本県通学支援奨学金返還金も含む) ※該当する部分を○で囲んでください。

熊本県教育長 様

年 月 日

奨学生番号			奨学生氏名		
納入義務者 (奨学生又は 連帯保証人)	住 所	郵便番号(      -      ) 電話番号(      -      -      )			
	フリガナ				印
	氏 名				

私は、熊本県へ納入すべき返還金の支払いを口座振替によって納入することとしたいので、下記の金融機関へ送付してください。

指定額・貯金 口座名義人	フリガナ					お届 印	
	氏 名						
指 定 口 座 (預・貯金口座)	金融機関・ 支店支所名	肥後銀行			支店 支所	種目	1 普通 2 当座
	金融機関・支店番号コード				口 座 番 号		
振替開始月	平成	年	月分より	振替日	毎月25日		

※預貯金種目は1・2の該当するものに○をつけてください。

<p>※記入及び申込上の注意事項</p> <p>《新規の場合》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>口座振替納付を希望される方は、この申込書の太枠内を記入し、県内の肥後銀行本支店の窓口へお申し込みください。</li> <li>口座振替日は原則として毎月25日です。ただし、金融機関が休業の場合は翌営業日となります。</li> </ol> <p>《解約の場合》</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>口座振替解約を希望される方は、この申込書の太枠内を記入し、お取引の肥後銀行本支店へお申し込みください。</li> <li>お申し込み翌々月から口座振替解約となります。</li> </ol>
--

<p>(金融機関承認欄)</p> <p>当行(店)に上記口座名義人の預貯金口座のあることを確認し、熊本県育英資金貸与基金条例第10条、及び熊本県高等学校再編整備に伴う通学支援奨学金貸与条例第7条に基づく返還金口座振替依頼書を受領しました。</p> <p>取引金融機関</p>	金融機関受付印
---	---------

(熊本県控) 学校→申請書→肥後銀行→申請者→学校→高校教育課

※但し、既に返還が開始されている奨学生は、肥後銀行本支店で受付印を受領後、熊本県控を高校教育課へご提出ください。

# 返還金は後輩のために

- 熊本県では、県立高校の再編整備に伴い新設高校等に通学する人で、通学に要する費用が増加することにより修学が困難となる人に対し、必要な資金を貸与して教育の機会均等を図り、将来社会に貢献し得る人材を育成することを目的として、通学支援奨学金制度を設けています。
- 卒業後に返還いただく返還金は、後輩の奨学金として再び活用されています。後輩もまた、経済的な心配をすることなく安心して勉学に励めるよう、みんなで支えていくことが大切です。
- 返還金の納入は借用証書で約束した納入期限を守ってください。
- 熊本県では、平成22年度から返還を延滞された奨学生及び連帯保証人等に対して、返還残高の一括請求を行い、関係裁判所への支払督促申立、強制執行申立等の法的措置を実施中です。
- 借用証書提出後、記載事項に変更があったときは、速やかにその旨届け出てください。
- 卒業後に大学進学等で返還の猶予を希望する場合は、手続き漏れのないようにしてください。